

退職者制度 について

現職中	退職	退職者制 度	69歳	70歳	71歳	74歳	75歳	76歳	継続最高 (可能)年齢	満了時 保険年齢	
グループ保険 【保障範囲】 死亡・高度障害・ケガ・病気		普通傷害保険 【補償範囲】 ケガ・賠償責任(保険期間 10年間) 不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。							—	—	保障(補償)内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。
遺族年金特約制度 【保障範囲】 死亡・高度障害 継続最高年齢 75歳 (75歳まで更新可能)※1 (76歳満了)		遺族年金特約制度 退職後75歳まで継続可能です。							75歳	76歳	「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。
三大疾病特約制度【75歳コース】 継続最高年齢 74歳(75歳満了)※2 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【75歳コース】 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中中、所定の。特約を付加することにより7大疾病 7大疾病保障特約 【保障範囲】 【7大疾病】所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬 がん・上皮内新生物保障特約 【保障範囲】 【悪性新生物(がん)・上皮内新生物】 退職後継続病気入院制度 【保障範囲】 【入院給付金】・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお (※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、							74歳	75歳	※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。 ※2 三大疾病特約75歳コース、三大疾病特約70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
三大疾病特約制度【オプション】 継続最高年齢 70歳(70歳まで更新可能)※1 (71歳満了) 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度オプション 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がを発病して所定の状態になられたとき、きのほか、死亡・所定の高度障害時に							70歳	71歳	70歳・75歳コースとともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。 70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。 「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。
三大疾病特約制度【70歳コース】 継続最高年齢 69歳(70歳満了)※2 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【70歳コース】 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(が中を発病して所定の状態になられたとられたときのほか、死亡・所定の高度 退職後継続病気入院制度【70歳 【保障範囲】 【入院給付金】・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお							69歳	70歳	
就業不能サポート制度 【保障範囲】 就業不能											
		退職後のお取扱いは	ありません。								

- 2026年1月中旬……………グループ保険加入者に対して案内送付。
(パンフレット等)
- 2月上旬～末日………希望者に対して、制度の説明を実施予定。

- ①退職者制度に加入するためには、今回、更新手続き(または新規加入手続き)が必要となります。
- ②『退職後継続病気入院制度』に加入するためには、『三大疾病特約制度』の加入が必要となります。
- ③『就業不能サポート制度』は退職年度末をもって保障終了となります。(中途脱退のため、配当金はありません)
- ➡ 3月末でご退職予定の方は、この機会に「遺族年金特約制度」「三大疾病特約制度」にご加入を検討ください。(本制度の加入は、グループ保険の加入が必要です)

※ 詳細は退職時に配布される「退職者制度」専用のパンフレットをご参照ください。

【お問合せ先】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F
(TEL) 052-951-9100・9115 平日9:00~17:00(土・日・祝および年末年始を除きます)